

松戸市

基礎情報

【人口】 483,480 人 【世帯】 215,627 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

母子・父子世帯数 2,430 世帯（母子世帯 2,133 世帯、父子世帯 297 世帯）（平成 22 年国勢調査より（総務省））

概要

- ひとり親家庭向けの諸手当の窓口となる部署において、母子・父子自立支援員と就業支援専門員を一体的に配置する体制に変更することで、ひとり親家庭の相談件数の増加、相談者の利便性向上に取り組んでいる。
- 「ひとり親家庭のしおり」を作成し、児童扶養手当の現況届提出会場などで配布することにより、広報の充実を図っている。
- 庁内連携チーム「子どもの未来応援検討チーム」の設置などにより、市役所内でのひとり親家庭への意識の共有、部署間での連携が進んできているほか、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等生活向上事業の学習支援事業を活用して効率的に子どもの学習支援に取り組む。
- 児童扶養手当の現況届におけるひとり親家庭の利便性向上のため、窓口開設において夜間や休日開設を行うほか、会場へ就業支援専門員を配置し、相談機能を強化して対応している。
- 民間委託により就労支援専門員を配置している。

【体制】

ひとり親家庭支援の担当部署である子育て支援課では、主に児童扶養手当等の給付、ひとり親の就業支援や、ひとり親家庭の生活全般に関する相談に対応している。子ども家庭相談課では児童虐待や DV の相談を受け付けており、主に来訪者からの相談業務を担当している。

松戸市の子ども部の構成（部署名、主な事業内容）

部署名		主な事業内容
子ども政策課 (市役所新館内)		子ども総合計画の推進など
	幼児教育 担当室	就学前保育・教育の充実など
子育て支援課 (市役所新館内)		子育ての総合案内、地域子育て支援(おやこ DE 広場・子育て支援センター)、放課後児童クラブ、ひとり親家庭の相談・支援など ※母子・父子自立支援員 2 名、就業支援専門員 1 名
	児童給付 担当室	児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等の諸手当、高等学校入学貸付
子どもわかもの課 (中央保健福祉センター内)		子ども会、こどもの遊び場、青少年相談員、少年センター、児童福祉館
子ども家庭相談課 (中央保健福祉センター内)		家庭児童相談、子どもと女性に対する暴力の相談、通告、養育医療など ※婦人相談員、家庭相談員配置
	母子保健 担当室	妊婦・乳幼児の健康相談・健康診査、母子健康手帳交付、妊婦・乳幼児の家庭訪問や教室、不妊治療費助成
幼児保育課 (市役所新館内)	管理係	保育施策の企画調整、保育所の任期付職員及び臨時職員等の採用
	入所入園 担当室	保育所(園)の申請(入所手続、入所情報、保育料納付、一時特定保育)
	保育運営 担当室	保育所等の保育、栄養、保健衛生の調整・協議、市立保育所の施設整備

出典) 松戸市ホームページより作成

(1) 母子・父子自立支援員の配置部署を見直しワンストップ窓口を実現

①背景

平成 27 年度まで、母子・父子自立支援員は、子ども家庭相談課（家庭児童相談、子どもと女性に対する暴力の相談、通告、養育医療など）の所管で、婦人相談員及び家庭相談員とともに配置されていた。

子ども家庭相談課は、松戸市役所（新館）から徒歩 5 分程度の距離にある中央保健福祉センター内に設置されている。一方、児童手当や子ども手当、児童扶養手当、ひとり親家庭の扶助に関する業務を所管している子育て支援課は、市役所（新館）内に設置されている。

このため、児童扶養手当等の手続きのため市役所に訪れたひとり親が、手続きとあわせて母子・父子自立支援員に相談をしたくても、相談部署が他の建物にあるため、手続きのついでに気軽に相談するといった状況ではなかった。

一方で、子育て支援課には、数年前から就業支援専門員を配置し、就業相談を行っていた。

②工夫と効果

平成 28 年 4 月から、母子・父子自立支援員の所管を子育て支援課に異動し、児童扶養手当等の相談や手続きに訪れるひとり親が、ひとり親家庭全般についての相談もすぐ近くで行えるように、ワンストップの総合的な窓口へと変更した。

その結果、児童扶養手当等の手続きに訪問するひとり親が、母子・父子自立支援員に気軽に相談できるようになり、相談件数が増加するという効果が見られている。また、就業支援専門員と母子・父子自立支援員が同じ部署に配置されることで、状況に応じて母子・父子自立支援員と就業支援専門員の双方が同席して相談を行うなど連携して支援ができるようになり、相談者のニーズに合わせた柔軟な対応を行っている。

また、相談件数のさらなる増加を見越し、平成 28 年 8 月からは母子・父子自立支援員を 1 名（週 4 日勤務）から 2 名（それぞれ週 4 日勤務）に増員し、相談のための体制の充実にも取り組んでいる。

③母子・父子自立支援員の増員について

母子・父子自立支援員の増員にあたっては、ハローワーク、市のホームページと広報に募集の案内を出した結果、1 名の採用枠に、ハローワーク経由で 4 名、広報経由で 1 名のあわせて 5 名の応募があり、無事採用ができた。

（2）「ひとり親家庭のしおり」を作成し、児童扶養手当の現況届提出会場などで配布

①背景

松戸市では、子育て全般を対象とした「松戸市子育て情報サイト まつど DE 子育て」を構築するなど、子育て支援に着目した取組を行っているものの、ひとり親家庭を対象にしたパンフレット類はなかった。

一方、他の自治体ではひとり親家庭向けのパンフレット等を作成、配布していることから、松戸市でもひとり親家庭向けのパンフレットが必要と判断した。

②工夫

平成 28 年度に、現況届の受付時期にあわせ、ひとり親の支援をとりまとめた「ひとり親家庭のしおり」を作成した。「ひとり親家庭のしおり」には、テーマ別の支援内容や問合せ先情報等を掲載している。

「ひとり親家庭のしおり」の作成により、ひとり親からの問合せに対して関係部署への紹介を行いやすくなった。また、住宅関連部署とのつながりもでき、独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）の紹介なども行きやすくなっている。これまで、住宅関係では、市営住宅などの公営住宅のみの情報であったが、UR 都市機構の子育て割の情報も入るようになった。

注）UR 都市機構の子育て割りとは、満 18 歳未満の子（孫、甥、姪などの親族を含む）を扶養している世帯等で、世帯の所得合計が月 25.9 万円以下である世帯を対象に一定期間募集家賃を 20%減額（減額上限は月 25,000 円）する制度

松戸市「ひとり親家庭のしおり」



相談窓口のご案内

①ひとり親家庭向け相談

母子・父子相談（生活全般）	子育て支援課	047-366-7347
ひとり親家庭就労相談	子育て支援課	047-366-7347
養育費・面会交流相談	養育費相談支援センター	03-3960-4108

②家族関係、子どもについての相談

個人相談（DV・離婚など女性全般）	子ども家庭相談課	047-366-3941
家庭・児童相談（育児、不登校、虐待など、18歳未満の児童のいる家庭）	子ども家庭相談課	047-366-3941
妊娠・出産から子育て開始相談	親子すこやかセンター（各保健福祉センター）	047-366-7766（中央） 047-346-6066（小笠） 047-364-9220（常盤平）
教育相談（就学先や不登校について）	教育研究所	047-366-7461
女性相談（DV等からの緊急避難など女性全般）	女性サポートセンター	043-206-8002 (365日24時間対応)

★子どもの居場所（無料）

- ①学習支援事業
ひとり親家庭の子どもに個別指導をベースとした学習支援を行います。希望者には心読みカウンセリングなども実施。子どもが放課後に安心していられる居場所を提供します。
【問い合わせ】047-366-7347
- ②未就学児の居場所
○子育て支援センター…一部の保育園内で、遊びの開放や子育て相談などを行っています。
○おやこ広場…主に0-3歳児向けに無料開放されている子育て支援の拠点施設です。
【問い合わせ】047-366-7347
- ③児童福祉館・こども館
○18歳までの子どもが自由に遊び、楽しい体験ができるように様々な行事を提供します。
【問い合わせ】児童福祉館 047-367-3320

★子どもの預かり（有料 ※所得により減免がある場合があります）

- ①未就学児の日常的な預かり
一時的な預かりを実施しているところもあります。詳しくは幼児保育課にお問い合わせください。
○保育所（園）・認定こども園…【問い合わせ】047-366-7351
- ②幼稚園・各種保育園へ預かり
- ③小学生の日常的な預かり
○放課後児童クラブ…保護者が就労等の理由で、登校できない小学生の児童を放課後に預かります。
○放課後KIDSルーム…小学校の図書室等を開放して、小学生が放課後自由に学習や読書などができる場所を提供します。
【問い合わせ】047-366-7347
- ④未就学児・小学生の子どもの一時的な預かり
○ファミリー・サポート・センター…地域の専任・ボランティアスタッフによる子どもを預けたり（利用会員）、預けたり（提供会員）ができます。ひとり親家庭への助成制度があります。
【問い合わせ】ファミリー・サポート・センター047-330-2941
- ほっと一休…毎週の預かり・通院や買い物、ちょっとだけ子どもを預けたいときに、就学時の子どもを4時間まで預けることができます。
【問い合わせ】047-366-7347
- ⑤休日夜間、宿泊を伴う預かり
○こどもショートステイ…夜間や休日、また出張や冠婚葬祭などで数日にわたり子どもを預けたいときに利用できます。
【問い合わせ】047-315-2985
- ⑥病気の急性期、回復期の預かり
○病児・病後児保育…病気及び病気の回復期のため、集団保育や家庭保育が困難な小学生までの子どもを預かります。
【問い合わせ】047-366-7347

★出産後の支援

- ①チャイルドシートリース料金の助成
指定する業者からリースする場合、料金の半額を助成しています。
【問い合わせ】047-366-7341
- ②ファミリー・サポート・センター〔有料〕
産後4ヶ月未満のお母さんがいる家庭に、提供会員が訪問して、育児・家事等の支援を行います。ひとり親家庭への助成制度があります。
【問い合わせ】ファミリー・サポート・センター047-330-2941
- ③産後ケア
〔有料 ※所得により減免がある場合があります〕
産後4ヶ月未満まで、産後ケア施設にてお母さんの心身のケア、育児ケア、育児サポートなどきめ細やかな支援を行います。
【問い合わせ】子ども家庭相談課母子育児担当室 047-366-5180

★住まいに関する支援

- ①市営・県営住宅における優遇措置
○市営住宅…【問い合わせ】047-366-7366
○県営住宅…【問い合わせ】千葉県住宅供給公社常務課 043-222-9200（養老管内は住宅総務課にて配布）
- ②URにおける子育て割や近居割等制度
【問い合わせ】UR松戸営業センター047-367-5221
- ③民間物件の情報に関する相談
【問い合わせ】住宅政策課 047-366-7366

★その他生活に関する支援

- ①水道料金の一部減免
【問い合わせ】水電お客センター 0570-001245
- ②JR通勤定期券の割引
【問い合わせ】子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127

★就労支援

- ①ひとり親家庭就労促進事業
ひとり親家庭の親の自立や就労を支援するため、介護や医療事務などの資格取得やパソコンの技能取得などの講座について受講料の最大60%（上限20万円）の費用助成を行う制度です。
【問い合わせ】047-366-7347
- ②高等技能訓練促進費の支給
ひとり親家庭の親が、職種等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で就学している間、助成金を支給する制度です。
【問い合わせ】047-366-7347
- ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
ひとり親家庭の親またはその子が、高等学校試験（短大）に合格を目指す講座について受講料の最大60%（上限15万円）の費用助成を行う制度です。
【問い合わせ】047-366-7347

●その他、収入等生活状況によって要件に該当する場合は、国民年金保険料の免除、国民健康保険料の減額、税金における養育（養父）控除などの対象となります。

各種手当・助成

① 児童扶養手当 18歳になってから最初の3月末までの子どもがいるひとり親家庭などに支給されます。所得制限があります。 【問い合わせ】子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127	② 児童手当 中学校修了前までの子どもを養育している人に支給されます。 【問い合わせ】子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127
③ ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭などの親と子ども（18歳になってから最初の3月末まで）を対象に、医療費の一部を助成します。所得制限があります。 【問い合わせ】子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127	④ 子ども医療費助成 中学校修了前までの子どもに「子ども医療費助成受給券」を交付します。医療機関受診時に表示すると保険診療分の医療費が軽減されます。 【問い合わせ】子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127
⑤ 遺児手当 両親または、父母の一方と死別した中学校修了前の子ども（遺児）を扶養している人に支給されます。所得制限があります。 【問い合わせ】子育て支援課児童給付担当室 047-366-3127	⑥ 就学奨励費 公立小・中学校に通学している子どもの保護者で、児童扶養手当を受給している人などに支給します。各学校を通じた申請になります。 【問い合わせ】047-366-7457
⑦ 国民年金（遺族基礎年金） 遺族基礎年金は、①国民年金の加入者または②老齢基礎年金受給資格がある人が死亡したときに、その人によって生計を維持していた「子のある配偶者」または「子」に、子どもが18歳になってから最初の3月末まで支給されます。①の適用、保険料納付要件があります。 【問い合わせ】047-366-7352	⑧ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 ひとり親家庭の生活の安定のために必要な資金の貸付（子どもの給育資金など）の相談を行っています。詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。 【問い合わせ】047-366-7347

ご相談ください！
専門の支援員が、生活福祉資金や日本学生支援機構奨学金など、上記以外の貸付に関するご相談も伺います。お気軽にご相談ください。
【問い合わせ】047-366-7347

平成28年12月1日改定 松戸市 子育て支援課

出典) 松戸市「ひとり親家庭のしおり」

(3) 市役所内の関連部署との連携

①庁内連携チーム「子どもの未来応援検討チーム」の設置

平成28年1月に、子どもの貧困対策等を検討するため、市長をトップとした庁内横断的なプロジェクトチームとして、「子どもの未来応援検討チーム」を設置した。参加部署は、子ども部子育て支援課、経済振興部商工振興課、街づくり部住宅政策課、教育委員会等多岐に渡る。

検討チームでは厚生労働省の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）」に則り「学び」「仕事」「住まい」等6つのテーマで分科会を設置し、それぞれひとり親家庭等への支援の現状と課題、これからあるべき支援の姿を検討している。

この検討チームでの議論を通して、従来からひとり親家庭への支援施策を主に担っていた子ども部以外の部署でも、ひとり親家庭への理解が進んだといった効果がでてきている。

②生活困窮者自立支援制度「子どもの学習支援事業」と連携した子どもの学習支援への取組

子育て支援課では、生活困窮者自立支援制度の各種事業を所管している福祉長寿部生活支援課と共同で「子どもの学習支援事業」を実施することで、事業を効率的に展開している。

ひとり親家庭支援の中で、保護者ではなく子どもにダイレクトに行う支援の充実を図り、貧困の連鎖を断ち切ることにつながるよう学習支援を行うことになり、2年前から生活困窮者自立支援制度の関連で取組まれていた「子どもの学習支援事業」と連携して一体的に行うことになった。

生活困窮者支援制度とひとり親家庭等生活向上事業のうち、子どもの生活・学習支援事業の2つの財源を活用することで、「子どもの学習支援事業」の事業規模を拡大して事業を行っている。利用者のうち、児童扶養手当を受給している家庭の利用者を子どもの生活・学習支援事業、それ以外の家庭の利用者を生活困窮者自立支援制度とし、それぞれの利用者の人数で予算を按分して活用している。

支援の内容としては、学習支援事業（学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、高校受験等のための進学支援）、居場所作り（子どもが安心して通える場所を提供し、日常生活習慣や社会性を育むための支援）、カウンセリング（必要に応じて心理カウンセラーによる相談）を行っている。

③生活困窮者については自立相談支援センターと連携

相談に対応する中で、緊急性の高い経済的問題を抱えている場合など、必要に応じて生活困窮者自立支援制度の自立相談支援センターと連携している。

(4) 児童扶養手当の現況届の受付時期に、窓口開設期間の工夫と相談機能を強化

松戸市では、これまでも税などの分野で窓口の夜間や休日開設などに取り組んできている。そうした取組の中で、児童扶養手当の現況届の受付時期に、窓口開設期間の夜間延長や休日開設を実施している。

具体的には、児童扶養手当の現況届の受付時期（8月）には、特設会場（市役所の本館2階大会議室）を設置、そのうち平日20時まで受付時間を延長する日（2日）や日曜日に受付する日（1日）を設定している。

また、現況届受付の特設会場に、就業支援専門員を配置した就業相談コーナーを設置し、気軽に相談に寄れる体制を整えるほか、ひとり親家庭の生活全般の相談（児童の就学資金等の貸付相談含む）にも対応できるように相談機能の強化を図っている。

なお、就業支援専門員については、夜間や休日に配置するため、委託業務の仕様書の中で、該当業務への従事を明記して対応している。

(5) 民間委託による就業支援専門員の配置

就業支援専門員は、テンプスタッフキャリアコンサルティング株式会社へ委託しており、1名が配置されている。平成 28 年度から、従前の週 4 日勤務から週 5 日勤務へと出勤日を増やし、相談受付を拡充している。

就業支援専門員の委託にあたっては、専門的なスキルを持ったスタッフを確保するため、「キャリアカウンセラーの資格を有し、過去に企業等において就職人事担当部局等で就業に関する相談を経験したことのあるもの又は公共職業安定所において就職支援に従事した経験のあるもの」（厚生労働省資料より）等を募集要件とし、平成 20 年度から委託している。

以上